

報告第 5 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 7 月 1 日に申し立てられた裁判上の和解について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 17 日

足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償請求に関する和解について

区立小学校で発生した事故に係る損害賠償請求について、下記により和解する。

記

1 相手方

足立区島根在住者

2 和解の要旨

足立区は、1の相手方に対し、3の事案に係る和解金として、金300,000円を支払う。

3 事案の概要

令和2年7月、区立小学校に在籍していた原告は、休み時間に鬼ごっこをしていて階段から転落し、翌日病院で右足首の骨折で2週間の安静加療を要すると診断されたが、当該小学校において、当該事故後に適切な対応をすることができたのにそれをしなかった。